

処 分 基 準

令和元年12月12日作成

| |
|---|
| 法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 |
| 根 拠 条 項：第7条第1項 |
| 処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し |
| 原権者（委任先）：徳島県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・ 第4条（認定） |
| 処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 |
| 問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通企画課 |
| 備 考： |